

遊漁船安全設備導入支援事業の概要

<事業実施者の要件>

以下1～3の全てを満たす、遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項に基づく登録を受けた遊漁船業者が対象です。

1. 遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良救命いかだ等の導入を実施すること
2. 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、これに加入し、利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること
3. 遊漁採捕報告システムにより、遊漁船の利用者が採捕した水産動植物について、水産庁に報告を行うこと

以下のいずれかに該当する場合は、**対象外**となります。

1. 遊漁船に導入しようとしている**安全設備を当該遊漁船に既に設置している場合**
2. 事業実施計画の**承認申請日以前1年の間に遊漁船業法等に違反したことが確定している場合**

<助成対象機器及び助成対象経費>

本事業では、安全設備の購入に係る本体価格（下取り価格を控除し、消費税を除く。）について、下表のとおり支援します。なお、処分制限期間が5年以上のものとし、**1事業実施者につき、1設備まで**とします。

ただし、**国が実施する他の事業による支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入に係る経費は助成の対象とはなりません。**

安全設備の詳細については、以下の国土交通省HPにて公表されます。

国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html



安全設備	内容	補助率	補助上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF無線電話、MF無線電話、27MHz帯無線電話等）の購入	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）又は船舶自動識別装置（AIS））の購入 ただし、EPIRBはAIS-SART機能を有するものに限る、AISには簡易型AISを含む		12万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命浮器）の購入 ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む		75万円

※各安全設備について、助成の対象となる遊漁船は次頁に掲載しています。

<事業実施の流れ・スケジュール>

令和8年4月	事業実施計画及び交付申請の受付開始
8月初旬を予定	事業実施計画の審査、計画承認
8月中旬を予定	交付申請の審査、交付決定
交付決定後	事業開始
令和9年3月	実績報告、補助金支払い

助成対象となる遊漁船について

【航行区域と3つの安全設備の補助対象条件】

航行区域	業務用無線設備				非常用位置等発信装置				改良型救命いかだ等			
	13名以上		12名以下		13名以上		12名以下		13名以上		12名以下	
	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
① 平水 (8つの湖を除く湖川港内に限る)	対象外		対象外		対象外		対象外		対象外		対象外	
② 霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖、支笏湖	対象外		対象外		対象外		対象外		○ 最低水温10℃未満の場合のみ		○ 最低水温10℃未満の場合のみ	
③ 琵琶湖	対象外		○	○	対象外		対象外		○ 最低水温10℃未満の場合のみ		○ 最低水温10℃未満の場合のみ	
④ 平水 (湖川港内を除く)	対象外	対象外	○	○	対象外		対象外		○ 最低水温10℃未満の場合のみ		○ 最低水温10℃未満の場合のみ	
⑤ 2時間限定沿海	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 最低水温20℃未満の場合のみ	○ 最低水温15℃未満の場合のみ	○ 最低水温20℃未満の場合のみ	○ 最低水温15℃未満の場合のみ
⑥ 沿岸5海里	対象外	対象外	○	対象外	○	○	○	○	○ 最低水温20℃未満の場合のみ	対象外	○ 最低水温20℃未満の場合のみ	対象外
⑦ 沿海 (上記を除く)	対象外	対象外	○ 船舶の長さが12m未満の場合のみ		対象外	対象外	○ 船舶の長さが12m未満の場合のみ		○ 最低水温20℃未満の場合のみ	対象外	○ 最低水温20℃未満の場合のみ	対象外

※ 安全設備の設置義務化の対象外になる場合は、本補助事業の対象外となりますので、まずは、御自身の実情を御確認ください。

改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法について

遊漁船においても安全設備の設置が義務化されますが、このうち、改良型救命いかだ等については、以下に示す**改良型救命いかだ等の搭載を要しない特例措置**があります。

このことを踏まえ、**改良型救命いかだ等の導入をしようとする申請者については、これらの特例措置を利用することができない申請者が優先**されます。

詳細は、国土交通省HPを御参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法	内容
1. 一定の水温を上回る時期のみの航行	水温20℃以上となる海域・時期のみを航行 （水が冷たい時期は航行しない等） 水温15℃以上、20℃未満となる時期は、母港からの航行距離が5海里を超えない範囲のみを航行 （5と同じ） 水温10℃以上、15℃未満となる時期は、平水区域のみを航行
2. 伴走船と航行	出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助できる位置を 伴走船が航行 伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、旅客の搭載が可能 船団で航行する場合、他船が伴走船とすることで可。船団は最大4隻とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算
3. 救助船を配備	事故通報後、一定の時間内に現場到着 ※ 水温15℃以上は30分以内、水温10度以上15℃未満は10分以内、水温10度未満は5分以内 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可） 複数の営業船が同一の救助船を指定可
4. 船内に浸水しない構造 （ 水温15℃以上に限定 ）	水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造
5. 母港から5海里以内の航行 （ 水温15℃以上に限定 ）	母港からの航行距離が5海里を超えない範囲のみを航行

遊漁船安全設備導入支援事業の流れ

【4月】事業実施計画、交付申請の受付開始

- ・（一社）海洋水産システム協会（以下、システム協会）が定める期日までに「遊漁船安全設備導入支援事業実施計画承認申請書」（別記様式第9-1号※1）及び「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金交付申請書」（別記様式第9-3号）をシステム協会へ提出。

※1 水産業競争力強化緊急事業業務要領で定める様式。以降の別記様式も同様。

添付書類	①法人の場合：履歴事項全部証明書の写し ②個人の場合：本人確認書類(運転免許証、小型船舶操縦免許証等) ③遊漁船業者登録票の写し ④船舶検査証書の写し ⑤見積書の写し（原則3社以上。やむを得ない場合、2社の見積書と理由書） ⑥機器等の管理運営規定（案）（50万円を超える機器の場合）
------	--

【8月初旬を予定】審査・計画承認

- ・システム協会が申請内容を審査し、適切と認められた場合は、「事業実施計画承認通知書」に**事業実施計画の承認番号**を記載して**事業実施者へ通知**。

【8月中旬を予定】審査・交付決定

- ・システム協会において申請内容を審査し「交付決定通知書」を事業実施者へ通知。**交付決定した者の事業実施計画の承認番号をシステム協会HPで公表**。
※交付申請の額が予算額を超過した場合は、抽選により事業実施者を選定。

【交付決定後】事業開始

【～3月】実績報告

- ・事業実施者は、事業実施後、「遊漁船安全設備導入支援事業実績報告書」（別記様式第9-5号）及び「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金精算払請求書」（別記様式第9-6号）のほか、**証拠書類を添えてシステム協会へ提出**（なお、事業途中で概算払いを請求する場合は、事前にシステム協会と協議を行った後、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金概算払請求書」（別記様式第9-7号）をもって請求を行うことが可能。）

添付書類 (別記様式第9-6号)	①振込口座報告書、②通帳の写し（表紙及び表紙裏）、③見積書の写し、④納品書の写し、⑤請求書の写し、⑥安全設備の納品写真（遊漁船登録番号、船舶検査済証番号、安全設備の全景、型番と製造番号等が読める鮮明な写真）、⑦機器等の管理運営規定（50万円を超える機器の場合）、⑧機器等の管理台帳（50万円を超える機器の場合）
---------------------	---

【実績報告後】補助金支払

- ・NPO法人水産業・漁村活性化推進機構から補助金を支払い

詳細は、（一社）海洋水産システム協会HP

(<http://www.systemkyokai.or.jp/>) を御確認ください。



※この他、民間において、遊漁船の安全・安心確保推進事業

(<https://yugyo-shien.jp/>) が実施されています。

